

1 自衛権とは？

(1) 自衛権の根拠

自衛権…急迫不正の侵害を排除するために、武力をもって必要な行為を行う国際法上の権利

19 世紀…無差別戦争観～国際紛争は戦争で解決

第一次世界大戦→不戦条約(1928) 国際紛争解決のための戦争の否定と国家の政策の手段としての戦争の放棄
しかし、自衛のための戦争はこの条約によっては否定されなかった。

第二次世界大戦→国連憲章(1945) 武力行使の違法化+集団的安全保障

国連憲章第51条[自衛権]

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国が措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

国連軍がくるまでの例外的措置としての自衛権

(2) 集団的自衛権とは

国連憲章が制定される際、南米諸国が、地域的な集団的安全保障体制のために主張

イギリス・フランス→集団的安全保障が機能しない場合には、戦争に訴える権利

アメリカ→国連憲章を実効的なものにするために、集団的自衛権の発動に、武力攻撃が生じることを要件として加える。

しかし、現実には、

ベトナム戦争、ソ連のアフガニスタン介入のように、大国が自己の権益を維持するために軍事力を使う場合に正当化根拠として使われてきた。

2 憲法 9 条の規範

(1) 思想史的意義

日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起るこ

とのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本の9条＝日本独自の規範 第二次大戦の経験を踏まえた人類史的な意義

日本の9条の先進性

日本の9条 軍隊は必ず濫用される。また、戦いは憲法の目的たる人の生命を犠牲にする。⇒安全を守るためには、隣国と仲よくするのが最も現実的だという至ってシンプルな規範

憲法前文～全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する

⇒21世紀に人類が生き延びるためには、全世界に9条が必要なのではないか？

これを理想だとして一蹴してしまうのは簡単だが、理想を掲げてそこに近づくように努力することをやめる理由にはならない。

9条の規範は、全面的に実現不可能なのか？

冷戦時代と比べてどうか？

(2)9条の政府解釈

憲法学における通説

9条1項 国際紛争を解決する手段として、国権の発動たる戦争、武力による威嚇、武力の行使が放棄された。＝武力による国際紛争の解決が放棄された……これだけだと国際法レベル

9条2項 「陸海空軍その他の戦力」を保持せず、「国の交戦権」を否定した結果、自衛のための戦争を含めてすべての戦争が否定された。

確認しなければならないこと＝政府解釈も同じ論理をとってきた！！

憲法制定議会での吉田茂発言

「国家正当防衛権による戦争は正当なりとせらるるようであるが、わたしはかくの如きを認むることは有害であると思うのであります。近年の戦争は多くは国家防衛権の名において行われたことは、顕著なる事実であります。……故に正当防衛、国家の防衛権による戦争を認むるということは、偶々戦争を誘発する有害な考えである……」

「戦争放棄に関する本条の規定は、直接には自衛権を否定はしておりませぬが、第9条2項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したのであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名において戦われたのであります。……故に我が国においては、如何なる名義を以つても交戦権はまず第一、自ら進んで放棄する」決意を、第9条で宣言したのである。

政府解釈における自衛隊

自衛権…国家固有の権利 戦力に至らない自衛権は行使しうる。

大村防衛庁長官 1954

他国から武力攻撃があった場合に、武力攻撃そのものを阻止することは、自己防衛そのものであって、国際紛争を解決することとは本質が違う。従って時刻に対して武力攻撃が加えられた場合に、国土を防衛する手段として武力を行使することは、憲法に違反しない。

吉国内閣法制局長官 1972

ことばの意味だけから申せば、一切の実力組織が戦力に当たるといってよいでございましょうが、憲法第9条第2項が保持を禁じている戦力は、右のようなことばの意味どおりの戦力のうちでも、自衛のための必要最小限度を超えるものでございます。

→自衛のための必要最小限度の実力…正当防衛の論理⇒それを超えた武力行使は違憲。

政府提出資料 1972

平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないものであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権限が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるをえない。

自衛隊は、日本国に対する急迫不正の侵害があるときにはねかえすぎりぎりの実力⇒

自衛権発動3要件

- ①わが国に対する急迫不正の侵害があること
- ②この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

それ以外の場合に武力＝実力を使うことは、「戦力」に当たるとともに、一項の「武力による威嚇」「武力の行使」となり、違憲となる。

⇒法的効果

- ・集団的自衛権…同盟関係にある国が他国から攻められたとき、自国が攻められたとみなして反撃する権利…は禁じられる。
- ・海外における武力の行使は違憲。→海外で武力行使をしてはならない。海外での活動は、他国の武力と一体となつてはならない。
- ・徴兵制の禁止（政府は、徴兵制は18条の「意に反する苦役」に当たるから違憲と述べているが、9条が変更されたときに、この解釈が通用するかは、他国の例を見ても疑問）

3 新安保法制

(1) 法案の内容

10個の法律の改正法＋国際平和支援法

メインの仕組み

- ①(限定的な?) 集団的自衛権＝存立危機自体→武力攻撃事態法、自衛隊法
- ②後方支援～弾薬の提供、離陸しようとする飛行機に対する燃料の提供→重要影響事態法、国際平和支援法

①7月1日閣議決定における集団的自衛権の解禁

「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許されると考えるべきであると判断するに至った」。

武力攻撃事態法に追加される存立危機事態

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

②重要影響事態法 そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態

1999 周辺事態法

周辺事態 そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態

後方地域 現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海・及びその上空の範囲

- ・物品および役務の提供には、武器弾薬を含まない
- ・武器の使用 自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる

2001 テロ対策特措法

対応措置については、我が国領域及び現に戦闘行為^①が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。

- ・物品および役務の提供には、武器弾薬を含まない
- ・自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。
- ・前項の規定による武器の使用は、現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。

2003 イラク特措法

対応措置については、我が国領域及び現に戦闘行為^①が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする

- ・物品および役務の提供には、武器弾薬を含まない
- ・戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備はおこなえない
- ・武器の使用は、テロ対策特措法と同じ

重要影響事態法→後方地域、非戦闘地域というカテゴリーを廃止。「現に戦闘が行われていな」ければ活動できる。

国際平和支援法も、自衛隊の支援については重要影響事態法と同じ

※国際平和支援法は、湾岸戦争のときのように、国連のお墨付きがあるような場合、重要影響事態法は、アメリカとの軍事同盟関係

(2) 法案の目的

昨年からずっと議論されてきたのは、(1)①の問題である。

②…実は、法案の本質に関わる重大な部分

②によって、アメリカの軍事行動に協力することによって、①の際の協力を確保しようとしている。→他国の軍隊との一体化であるとともに、集団的自衛権のための活動

法案のわかりずらさ…周辺事態法(1999)と武力攻撃事態法(2003)→すでに、日本周辺では集団的自衛権に近いことができるようになっており、今回の法案は、これをバージョンアップするもの。現時点の安保法制について理解していないと新安保法制も理解できない。

周辺事態…集団的自衛権ではないと主張→巻き込まれそうになったら活動中止 but 武力攻撃事態法

(3) 新安保法制の合憲性

①どこが違憲なのか

集団的自衛権は、憲法9条からは認められない。(1)①が限定になっているという議論は、根拠が薄い。

限定になっているか？ 限定になっていれば、ホルムズ海峡で機雷除去ができるはずがない。⇒石油がストップするだけで、新三要件に当たるとすれば、集団的自衛権は世界中で行使できる。

朝鮮有事であれば、集団的自衛権を行使してよいのか？⇒日本国が攻撃される前に攻撃できる→そのときこそ、日本列島にミサイルがふってくるはず。

尖閣諸島でも台湾海峡でも話は同じ。

集団的自衛権→先に手をだす。=日本の9条解釈に照らせば、「戦争」であり「戦力」

海外での兵站行為は、憲法9条が禁ずる他国の軍隊との一体化にあたる。

なぜ、他国の軍隊と一体化してはならないのか？→「武力の行使」にあたるから。

→憲法学者は自衛隊の違憲を主張してきたはずだという反論⇒今回はそういう話をしていではなく、昨年7月1日まで60年間維持されてきた憲法規範に照らして違憲だと主張している。

②合憲論に対して

・政府解釈が変更されていないという主張→安保法制制定前と制定後と比較すれば、変更されていることは明らか。

制定前…一切の「戦争」はできない。

制定後…自衛隊が世界でアメリカの戦争に参加できる。

国家の基本的性格が変容していることは明らかであり、そうである以上、9条の改正なしに安保法制を制定することはできないはず。

・砂川事件最高裁判決で認められているという主張…根拠がない。砂川事件では、米軍の駐留の合憲性が問われたものであり、集団的自衛権が争点だったわけではない。

※砂川事件最判を根拠にできるのか？ 当時の長官が、判決前に重要な情報をアメリカに伝えていた。

・安全保障環境の変化→日本が攻撃を受ける可能性が冷戦時代よりも本当に増えたのか？抽象的な脅威で軍事力を増強すれば、向こうも同じことを考え、軍拡競争がはじまる。それで、以前よりも安全だといえるのか。

③政策として適切なのか？

・安全が確保されるのではなく、むしろ危険性が高まる。～隣国と緊張

・自衛隊員は、危険になる。特に必要がないにもかかわらず、わざわざ国民の生命や身体を危険にさらすのは、何のため？

・自衛隊がアメリカの戦争で戦えば、尖閣諸島をアメリカが守ってくれる？→そのような保障は一切ない。

・集団的自衛は安上がり？ 安かろう悪かろうだったらどうするのか？全世界に自衛隊を送るのにかかる費用を考えれば、集団的自衛が安上がりだとはいえない。